








会長	副会長	専務	常務	局長	担					係
					部長	次長	課長	係長	係	
										

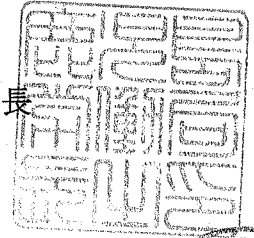
鹿労発基第 329 号

平成 23 年 10 月 20 日



各団体の長 殿

鹿児島労働局長



鹿児島県最低賃金の改正に関する周知広報依頼について



時下、益々、御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島労働局では、本年度も鹿児島県の最低賃金を下記のとおり改正決定いたしました。最低賃金制度は、低賃金労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資することを主な目的として制定された最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度であり、適正な最低賃金制度の運営のためには、改正された最低賃金額を広く県民に周知することが求められます。

つきましては、改正決定された鹿児島県最低賃金を周知広報するためのポスターを送付いたしますので、周知広報の一環としてポスターの掲示について、格別の御配慮をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、広報誌（紙）掲載用の原稿文例（別添）を送付いたしますので、周知広報活動の一環として最低賃金に関する記事掲載について、格別の御配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、最低賃金に関する情報等につきましては、当局ホームページにも掲載しておりますので、ご活用下さい。

おって、掲載いただきました広報誌等（掲載ページの写しでも可）につきましては、御多用中誠に恐縮に存じますが、参考までに同封の返信用封筒にて御送付願いますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

鹿児島県の最低賃金 時間額 647円 効力発生 平成 23 年 10 月 29 日

鹿児島県最低賃金が時間額647円に！！

【鹿児島県最低賃金が平成23年10月29日より時間額647円に改正されました。】

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日
	時間額(円)	
	647	平成23年10月29日

- ★ 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、別に定める特定最低賃金（産業別最低賃金）の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。※
- ★ 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- ★ 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - (2) 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - (3) 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - (4) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ※ 以下の産業は特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。
(現在の金額は次のとおりですが、今後の金額については、審議中です。)
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：時間額692円
- 百貨店、総合スーパー：時間額672円
- 自動車（新車）小売業：時間額710円

★最低賃金に関するお問い合わせ先★

鹿児島労働局 賃金室	099-223-8278	鹿屋労働基準監督署	0994-43-3385
鹿児島労働基準監督署	099-214-9175	加治木労働基準監督署	0995-63-2035
川内労働基準監督署	0996-22-3225	名瀬労働基準監督署	0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署
<http://kagoshima-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/>
 【最低賃金テレホンサービス 099-223-8881】

必ずチェック 最低賃金！

使用者も

労働者も

鹿児島県最低賃金が時間額647円に！！

【鹿児島県最低賃金が平成23年10月29日より時間額647円に改正されました。】

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日
	時間額(円)	
	647	平成23年10月29日

- ★ 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、別に定める特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。

★最低賃金に関するお問い合わせ先★
 鹿児島労働局 (099-223-8278) ・各労働基準監督署
<http://kagoshima-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/>
 【最低賃金テレホンサービス 099-223-8881】

必ずチェック 最低賃金！

使用者も

労働者も